

動物用高度管理医療機器等販売・貸与業における事項変更届に必要な書類及びその提出時期

(動物用医薬品等取締規則第131条)

事項	必要な書類
販売業者等の氏名又は名称	個人：戸籍謄（抄）本又は戸籍記載事項証明書 法人：登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
販売業者等の住所	なし
薬事に関する業務に責任を有する役員	登記事項証明書
営業所管理者	資格を証する書類又は従事年数証明書 雇用証書
営業所管理者の氏名	戸籍謄（抄）本又は戸籍記載事項証明書
営業所管理者の住所	なし
営業所の名称	なし
営業所の構造設備の主要部分	変更箇所を説明する図面（新旧対照）
兼営事業の種類	なし

○留意事項

変更してから30日以内に届出して下さい。

変更届の提出が30日より遅れた場合は「遅延理由書」も併せて添付して下さい。